

ふるさとブランドとかちしみず認証制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、清水町内(以下「町内」という。)で生産、製造された農産物及び食品(以下「清水産農産品」という。)について、町が独自の基準により認証を行う「ふるさとブランドとかちしみず認証制度」について必要な事項を定め、清水産農産品の信頼性向上と販路拡大を図り、安全・安心な清水産農産品の生産に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 認証とは、第5条に定める認証に関する基準(以下「認証基準」という。)に適合する農産品であることを町長が認め証することをいう。
- (2) ブランド産品とは、町長が認証した清水産農産品をいう。
- (3) 受証者とは、町長からブランド産品としての生産出荷を認められた生産者及び団体をいう。

(認証委員会の設置)

第3条 町長は、清水産農産品の認証を適切かつ円滑に行うため、ふるさとブランドとかちしみず認証委員会(以下「認証委員会」という。)を設置する。

- 2 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。
- 3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。
- 4 前各号に定めるもののほか、この委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(認証の種類)

第4条 認証の種類は、次に掲げる各号のとおりとし、各号を総称し「ふるさとブランドとかちしみず」とする。

- (1) 十勝清水クリーン農産物・食品
- (2) 十勝清水クリーン農産物使用
- (3) 主原料100%十勝清水産
- (4) 十勝清水推奨品

(認証基準)

第5条 ふるさとブランドとかちしみずの認証基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 十勝清水クリーン農産物・食品
(畑作物・果樹・園芸)

- ・北のクリーン農産物表示制度（YES！clean）に登録された農産物

- ・上記制度に規定する栽培基準に準じて栽培された農産物

（畜産物）

- ・畜産業界団体等が規定する認定規則又は自主生産基準等を有している畜産物

（食品）

- ・道産食品独自認証制度の認証を受けた食品

- ・上記制度に規定する認証基準に準じて製造された食品

（２）十勝清水クリーン農産物使用

- ・原料に「十勝清水クリーン農産物・食品」の認証を受けた畑作物・果樹・園芸、又は畜産物を使用した食品

（３）主原料１００％十勝清水産

- ・主原料が１００％十勝清水産である食品

（４）十勝清水推奨品

農産物の特性として生産、加工製造方法や品質等に関して、次の（ア）～（エ）のいずれかを確認できるもの

（ア）農産物の優良品を確認する国、道その他の団体等が定めた法令に適合しているもの又はそれらの認証及び規格等を有しているもの。

（イ）生産、加工製造方法に関して個性、特長があるもの

（ウ）味覚その他の品質に関する個性、特長があるもの

（エ）清水町のイメージアップやPRに資する個性、特長があるもの

（認証の申請資格）

第6条 認証の申請を行うことができる者は、原則として、町内に居住している個人及び法人又はそれらの者で構成された生産者グループ及び団体で、次に掲げる基準に適合する者とする。

（１）清水産農産物のブランド化に意欲的であり、申請する農産物の製造又は販売について適用される法令等を遵守し、確かな加工製造技術を有すること。

（２）有機肥料の使用や減農薬など環境に配慮した農業を実施しており、農薬及び飼料の各安全使用基準を遵守し、並びに生産履歴を記帳し、開示できる体制を整備していること。

（認証の申請）

第7条 農産物の認証を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ふるさとブランドとかちしみず認証申請書（別記様式第1号。以下「申請書」という）を町長に提出しなければならない。

2 申請者が十勝清水町農業協同組合の組合員又は清水町商工会の会員である場合は、それぞれ十勝清水町農業協同組合、清水町商工会を經由して申請書を提出するものとする。

(申請内容の調査・確認)

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があった場合は、次に掲げる関係機関の職員により構成する調査会議を開催して、申請の内容を調査し確認するものとする。

- (1) 十勝清水町農業協同組合
- (2) 清水町商工会
- (3) 十勝農業改良普及センター十勝西部支所
- (4) 清水町

2 調査会議は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 申請書及び貼付書類に記載されている内容の閲覧
- (2) 申請された農産品、生産及び製造現地等の目視及び聞き取り

3 調査会議の運営は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 調査会議は、申請が提出された後、速やかに開催する。
- (2) 調査会議の事務局は、町担当課に置く。
- (3) 会議の招集は、町担当課長が行う。
- (4) 町担当課長は、議事の進行を行い、調査会議の結果について、町長に報告する。

(認証委員会への諮問)

第9条 町長は、前条に規定する調査会議の報告された結果に基づき、認証の適否について認証委員会に諮問するものとする。

(認証の決定)

第10条 町長は、認証委員会からの答申の結果、認証することが適当と認めるときは、認証を決定し、当該申請者に対してふるさとブランドとかちしみず認証書(別記様式第2号)を交付するものとする。

2 町長は、認証しないと決定したときは、その理由を付して、認証しない旨を当該申請者に対して通知するものとする。

(認証の期間)

第11条 ふるさとブランドとかちしみず認証の有効期間は、認証した日から起算して3年間とする。

2 認証後3年が経過した場合には、再度認証の申請を行うものとする。この場合において、申請手続き等は第7条から前条までの規定を準用する。

(認証決定の公表)

第12条 町長は、受証者及びブランド産品の概要並びに認証に関する情報を町広報、ホームページ等で公表するものとする。

(認証の表示)

第 13 条 受証者は、ブランド産品に認証の表示をすることができるものとする。

2 認証の表示は、認証の種類ごとの認証マークによるものとし、農産品又は包装・容器等に直接貼付するほか、包装・容器等への直接印刷等により行うものとする。

3 認証マークの基本規格は、ブランド産品認証マーク（別記様式第 3 号）のとおりとする。

4 認証マークは、ブランド産品以外に表示してはならない。

5 受証者は、認証マークを使用するときは、ふるさとブランドとかちしみず使用届（別記様式第 4 号）をあらかじめ町長に届け出るものとする。

6 認証マークの表示に要する経費は、受証者が負担するものとする。

7 町長は、認証マークの使用状況について、必要に応じて報告を求め、検査を行うものとする。

（受証者の報告義務）

第 14 条 受証者は、ブランド産品の生産出荷実績等について、毎年度 3 月末までの認証マークの使用実績を、ふるさとブランドとかちしみず産品生産出荷実績等報告書（別記様式第 5 号）により 5 月末日までに町長に報告するものとする。

（認証内容の変更の報告）

第 15 条 受証者は、認証された内容について、次の各号のいずれかに該当する変更が生じた場合は、遅滞なく、ふるさとブランドとかちしみず認証申請事項変更報告書（別記様式第 6 号）を町長に提出しなければならない。

（ 1 ）受証者の名称及び代表者の氏名が変更されたとき

（ 2 ）受証者の構成員に著しい変更が生じたとき。

（ 3 ）認証基準に適合しない状況に至ったとき。

（ 4 ）その他町長が報告を必要と認める事項が生じたとき。

2 町長は、前項の報告について、その内容が認証基準に著しく適合しないなど、認証の継続が適当でないと判断したときは、認証を取り消すものとする。

（認証後の監督指導）

第 16 条 町長は、ブランド産品が申請のとおり生産、製造され品質等が維持されているか、又は認証マークを適正に表示しているかなどについて監督を行うものとする。

2 町長は、必要があると認めるときは、受証者に対して認証内容に係る報告を求め、又は生産・流通施設等へ立ち入り及び認証に係る書類その他の状況を調査するものとする。

3 町長は、ブランド産品が認証基準に適合しないと認めるときは、受証者に対してその改善を指導するものとする。

（認証の取り消し及び表示の中止）

第 17 条 町長は、第 15 条第 2 項の規定によるほか、受証者が次の各号のいずれかに該当する行為を

したときは、その認証を取り消し及び表示の中止を命ずるものとする。ただし、当該受証者の責務に帰属すると認め難い場合は、この限りでない。

(1) 虚偽の申請により認証を受けたとき。

(2) 第15条第1項の報告を怠ったとき。

(3) 前条第3項に基づく指導に故意に従わなかったとき。

(4) ブランド製品の生産出荷を中止したとき。

(5) その他制度の運用に重大な支障を来す行為又はブランド製品の信頼を著しく損なう行為があったとき。

2 町長は、前1項の規定により認証を取り消した場合、原則として、認証を取り消した翌日から起算して3年間は、当該処分を受けた者からの認証の申請を受付けないものとする。

(認証書の再交付)

第18条 受証者は、交付された認証書を紛失又は破損したときは、遅滞なく町長に届け出て、認証書の再交付を受けることができる。

(受証者の責務)

第19条 受証者は、この要綱に定める事項を誠実に遵守するとともに、次に掲げる事項について、特に留意するものとする。

(1) ブランド製品及びその制度について、消費者及び流通関係者に対して積極的な情報の発信に努めること。

(2) ブランド製品の生産・製造技術の向上に努めること。

(3) ブランド製品の計画的な生産出荷と円滑な流通体制の整備に努めること。

2 受証者は、認証委員会及び調査会議が、ふるさとブランドとかちしみず認証制度の実施のために必要な報告を求め、現地調査を行うときは、これに協力するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成17年12月21日より施行する。

附 則

この要綱は、平成25年9月1日より施行する。